平成２６年（フ）第９９３号
福岡市博多区祇園町８番13号
債務者　伊藤　初子
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１００５号
福岡県糟屋郡宇美町宇美中央２丁目３番10号
債務者　青木　宏仁
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１００８号
福岡市南区大橋２丁目29番28―302号
債務者　田村　秀治（旧姓蒲浦）
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０３５号
福岡県糟屋郡粕屋町原町５丁目１番19号
コーポ松本205号
債務者　宇野磨璃子
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６７４号
京都市右京区太秦蜂岡町10番地23　イニシア京都太秦314号
債務者　竹山　直子
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４６７号
広島市西区東観音町８番22―401号
債務者　二宮　雄二
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４７４号
広島市佐伯区八幡２丁目22番25―６号　Ａ―１
債務者　高本寿美江
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５０６号
広島市中区西平塚町７番23―401号
債務者　尾崎　行夫
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５３８号
広島市東区若草町10番23―1309号
債務者　西之原有妃恵
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３７号
宮崎県都城市上長飯町72号16番地１　小鷹コーポ201号
債務者　山口　良文
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第１９９号
鹿児島県鹿児島市広木２丁目７番６号　東アパート202号
債務者　中川　則子
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２３３号
鹿児島県鹿児島市西陵７丁目16番13号
債務者　武田亜里沙
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第５４号
山口県宇部市昭和町１丁目１番２号
債務者　下村　良子
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第７７号
北海道苫小牧市北栄町２丁目８番地の７　プリヴェイル103号
債務者　高橋　靖幸
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第８０号
北海道苫小牧市啓北町１丁目10番28号
債務者　野戸　　修
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第８１号
北海道苫小牧市啓北町１丁目10番28号
債務者　野戸　由香
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１５号
宮城県気仙沼市長磯船原59番地10　マイキャッスルＢ号室
債務者　佐藤　幸枝（旧姓畠山）
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２６年（フ）第９１号
三重県津市久居元町1853番地６　元町第一ハイツ302号
債務者　渡邊　法昭
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
津地方裁判所破産係